

ねたきり高齢者等介護者激励金〔問答集〕

Q. 「ねたきり高齢者等」とはどのような人か？

A. 65歳以上の方で、介護保険法に規定する要介護認定4、5を受けている方（これに相当する方）もしくは、激励金支給申請書の裏面に記載している＜参考資料＞障害老人の日常生活自立度判定基準のB2・C1・C2（重度の寝たきり）または、認知症である老人の日常生活自立度判定基準のⅢ・Ⅳ・M（重度の認知症）のいずれかに該当する方です。
（介護認定状況等の調査資料を参考に判断いたします）

Q. 支給対象になる人は？

A. 居宅（自宅）において、継続して6か月を超える期間「ねたきり高齢者等」と同居して介護している方に、激励の意味で5万円を支給します。ただし、生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付を受けている者が属する世帯の方は除きます。

Q. 病院への入院や施設入所の期間はどのように考えるのか？

A. **連続3か月以内の入院・入所・ショートステイ等ご自宅で介護されていない期間は、当該期間を差し引き、その前後に介護していた期間を足し合わせて考えます。**入院・入所・ショートステイ等が連続3か月を超えた場合は介護を中断したことになり、再度ご自宅に戻られてから継続して6か月を超える期間介護している方が支給対象となります。

※ 詳しくは裏面「ねたきり高齢者等介護者激励金〔対象者の例〕」を参照ください。

Q. 同時に2人以上の「ねたきり高齢者等」を介護している場合は？

A. 2人以上を介護している場合も支給額は5万円となります。

また、ご夫婦で各々介護している場合であっても支給額は5万円となります。

ねたきり高齢者等介護者激励金〔対象者の例〕

◎昨年申請した方

R6. 10. 23	(昨年申請日)	R7. 5. 15	R7. 10. 21
6 か月を超える期間在宅で介護		入院・入所等・死亡	申請

※支給要件を満たしているので対象となります。

R6. 10. 23	R7. 4. 1	R7. 10. 21
入院・入所・ショートステイ等	6 か月を超える期間在宅で介護	申請

※支給要件を満たしているので対象となります。

R6. 10. 23	R7. 2. 23	R7. 4. 22	R7. 8. 1	R7. 11. 20
在宅で介護 (4 か月間)	入院・入所・ショートステイ等 (2 か月間)	在宅で介護 (2 か月以上)	入院・入所等・死亡	申請

※在宅介護の中断（入院・入所等）が3か月以内のため、入院等の前後を足し合わせて支給要件を満たしているので対象となります。

◎初めて申請される方

起算日：昨年度申請受付開始日から

R6. 10. 15	R7. 4. 20	R7. 10. 21
6 か月を超える期間在宅で介護	入院・入所等・死亡	申請

※支給要件を満たしているので対象となります。

◎対象外の例

R6. 10. 15	R7. 3. 13	R7. 7. 12	R7. 11. 20
在宅で介護 (5 か月間)	入院・入所・ショートステイ等 (4 か月間)	在宅で介護 (4 か月以上)	申請

※介護を中断（連続で3か月を超える期間の入院・入所等）しており、継続して6か月を超える期間介護をしていないため、対象外となります。